

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
相馬市、南相馬市、相馬郡新地町及び郡飯館村	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第四百七十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更届出があった。
令和六年八月九日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号五八〇

一 氏名又は名称

変更前 会津管財アグリ株式会社

代表取締役 渡部 亜希子

変更後 Forest Design株式会社

代表取締役 渡部 一也

二 事業所の名称

変更前 会津管財アグリ株式会社

代表取締役 渡部 亜希子

変更後 Forest Design株式会社

代表取締役 渡部 一也

（森林整備課）

福島県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を三春町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年八月九日

所在の不明な者の氏名

福島県知事 内堀 雅雄

伊藤 斌 佐久間 達夫

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第二百四十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を須賀川市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年八月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

鈴木一見 佐藤信 鈴木直明 古川亀 石井雅行 渡部準一 石井甲子治 伊藤武志 森平三郎 石井周次 渡部正一 伊藤勇 伊藤忠儀

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第二百四十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和六年八月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大迫B	南相馬市原町区小浜字大迫	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和六年十月十一日（金）午前十時から正午まで

二 試験の場所

ラコバふくしま 大会議室ABC（福島市仲間町四一八）

三 受験願書の提出期間

令和六年八月九日（金）から同年九月十日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。

四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと）。

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十四円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

（企業立地課）

公告第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第十六条第一項の規定により、県中都市計画及び県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和六年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和六年九月三日（火）午後六時三十分から

場所 矢吹町複合施設KOKOTTO KOKOTTOホール

二 公聴会の案件

県中都市計画道路及び県南都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県中都市計画区域又は県南都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、令和六年八月二十七日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村、福島県中建設事務所又は福島県県南建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、令和六年八月十三日（火）から同月二十七日（火）まで、福島県土木部都市計画課、福島県中建設事務所若しくは福島県県南建設事務所又は郡山市、白河市、須賀川市、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町若しくは埴町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和6年 月 日付け福島県報に登載された「県中都市計画道路及び県南都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和6年 月 日

福島県知事 内堀雅雄

住 所

ふりがな

氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

（都市計画課）

公告第149号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年8月9日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モバイルノート型パソコンⅡ 779台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
75,405,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年5月10日

（入札用度課）

公告第150号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年8月9日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モニターほか計5品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
64,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年5月10日

（入札用度課）

公告第151号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年8月9日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ターニングセンター 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日

- 令和6年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿一丁目8番5号新宿御苑室町ビル6階
 - 5 落札金額
49,049,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年5月31日

(入札用度課)

公告第152号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年8月9日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
リフト付き中型バス 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
いすゞ自動車東北株式会社 宮城県仙台市宮城野区中野四丁目10番地の14
- 5 落札金額
35,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年5月31日

(入札用度課)

公告第153号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年8月9日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用高速ロータリ除雪車（2.6m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
- 5 落札金額
132,550,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年6月4日

(入札用度課)

公告第154号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年8月9日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコンⅣ 572台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
65,782,860円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年6月11日

（入札用度課）